

保有個人データ等の開示等の請求をされる方へ

千葉県弁護士会

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、千葉県弁護士会（以下、「本会」とする。）が保有する個人データ（以下「保有個人データ」という。）の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止及び第三者提供記録の開示の請求（以下「開示等の請求」という。）手続について、以下のとおりご案内します。

<開示等の請求方法・必要書類>

1 保有個人データ等の開示等の請求書

「保有個人データ等の開示等の請求書」に所定の事項をご記入のうえ、2のご本人又は代理人確認のための必要書類を添えて、ご郵送又はご持参ください。

開示等の請求手続については、ご本人もしくは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）第13条に定めのある代理人の方のみ行うことができます。

本会が開示等の請求に伴い取得した個人情報は、請求の処理に必要な範囲でのみ利用します。

2 ご本人又は代理人確認のための必要書類

開示等の手続にかかる個人情報の漏えいを避けるため、以下の方法により、ご本人もしくは正式な代理人であることの確認をさせていただきます。

(1) 本人の場合

【窓口】

以下の①～⑧のいずれか1点について、窓口で原本を提示していただくことによって、直接確認を行います。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険被保険者証
- ③ パスポート
- ④ 在留カード（外国人登録証明書）
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ 年金手帳
- ⑦ 個人番号カード

※なお、会員の場合は、記章または身分証明書の提示で足りるとします。

【郵送】

上記①～⑦の本人確認書類いずれか1点についてのコピーを提出してください。

※個人番号カードのコピーを提出する場合は、表面のみコピーしてください。また、被保険者証又は年金手帳のコピーを提出する場合には、【保険者番号及び被保険者等記号・番号】又は

【基礎年金番号】にマスキングが施されたコピーを提出してください。

※なお、会員の場合は定型の申請書に職印と署名があれば可能とします。

(2) 代理人の場合

以下の全ての書類

ア 本人（開示等の対象者）の確認書類

イ 代理人の本人確認書類

ウ 代理人であることの証明書類（委任状の提出または法定代理人としての疎明資料の提示）

3 受付時間

平日 午前9時から12時 午後1時から4時

<開示等の請求に対する回答方法>

- ・開示等の請求に対するご回答は、原則として書面にて行います。
- ・開示については、「保有個人データ等の開示等の請求書」で選択いただいた方法により行います。
- ・開示を受ける場合には、以下の手数料の納付が必要です。詳細については、以下の「開示請求の際の手数料の納付について」及び開示の決定後に送付される「個人データ開示決定通知書」をご覧ください。
- ・開示以外の請求手続（利用目的の通知、訂正・利用停止等）に関する諾否のご連絡及び非開示の決定に関しましては、郵送にて送付いたします。また、非開示決定の通知は、簡易書留郵便にて行います。
- ・ご本人の住所地（会員は本会に登録のある事務所）を送付先として結果等を通知することを原則とします。

<開示請求の際の手数料の納付について>

保有個人データ又は第三者提供記録の開示のご請求に対して本会が開示を決定した場合、手数料として下記金額を申し受けます。

なお、通知日から30日以内に手数料の納付がない場合には当該請求は無効とさせていただきます。

1 開示手数料

保有個人データ又は第三者提供記録の開示にはその手数料として文書1件につき550円のほかに写しの交付を希望する場合には、郵送費（写しの交付を希望する場合）及び以下の開示実施手数料を納めて頂きます（千葉県弁護士会個人情報保護細則第8条）。

データの種別	開示の実施の方法	金 額	
文書、図画 及び写真	写しの交付（白黒）	1枚につき	¥11
	写しの交付（カラー）	1枚につき	¥55
電磁的記録	印刷物として出力したものの交付（白黒）	1枚につき	¥22
	印刷物として出力したものの交付（カラー）	1枚につき	¥110
	CD-R 又は DVD-R に複写したものの交付	1枚につき	¥110

【備考】

1. 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として数えます。
2. 文書の写し（電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本工業規格A列4番までの用紙を用いるものとしますが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列4番による用紙を用いた場合の枚数に換算して数えます。

2 納付方法

決定後に送付します「個人データ開示決定通知書」に記載された千葉県弁護士会名義の口座に振り込む方法で納付してください。

<開示の期間等>

開示等の請求の求めに応じるか否かの判断は、請求のあった日から原則30日以内に文書でご連絡します。但し、一定の理由のある場合は、上記期限をさらに30日延長させて頂くことがあります。

また、開示等の請求にかかる文書が大量等の理由で上記60日以内で対応することが困難な場合は、60日以内にデータの一部について開示等をさせて頂き、残りについては、後日開示等をさせて頂くこともあります。いずれの場合でも文書にてご連絡いたします。

ご請求されたものが全て認められるとは限りません。千葉県弁護士会個人情報保護規則第15条等に定める一定の事由がある場合は開示等に応じかねますのでご了承ください。

【千葉県弁護士会個人情報保護規則第15条】

本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護法施行規則第三十条で定める方法による開示を請求することができる。

2 本会は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示することとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 法令に違反することとなる場合

以上